

国 海 員 第 1 5 号
令和 7 年 4 月 2 4 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

中 野 洋



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 4 7 5 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
新興海事有限会社	広島県広島市南区宇品御幸二丁目15番25号